

令和5年第8回定例会（会議録）

開催日	令和5年8月9日（水）
開催場所	あま市役所 2階 F会議室
開催時間	午後2時00分～午後3時58分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、 笹野奈津子、近藤真司
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員 7名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第47号 あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第48号 令和4年度教育委員会の点検・評価報告書について 議案第49号 後援申請について 議案第50号 ラーニングの日について 議案第51号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 議案第52号 適応指導教室の入室について（非公開） 議案第53号 令和5年9月議会補正予算（案）について（非公開） 日程第5 その他 ・あま市特別支援学校給食費保護者負担軽減事業実施要項新設について（報告） ・あま市学校給食センター調理・配達等業務プロポーザル審査評について（報告） ・令和5年6月議会一般質問について ・令和4年度主要施策成果報告書（教育部抜粋）について（非公開） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和5年6月）について（報告）（非公開）</p>

発言者	議事の大要
教育長	【開会時刻：午後2時00分】
	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
	(会議録に署名)
	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和5年7月12日～令和5年8月9日の経過を報告)
	市教育委員会関係 5回
	教育長用務 8回
	学校教育課事業 7回
	生涯学習課事業 1回
	スポーツ課事業 4回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 11回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員	夏休み前から、猛暑の日が続いています。小中学校における体育の
	授業については、気温が35度以上となった場合は、原則中止となる
	が、夏休み中の部活動はどのようになっているのか。
教育次長	熱中症暑さ指数であるWBGT指数が、31以上となった場合は、
	中止とすることとしています。
	中学校では、概ね1時間に1回程度、熱中症暑さ指数を測定してい
	ます。多くの中学校では、屋外と体育館の両方を測定しています。
	測定の結果、熱中症暑さ指数が31以上であった場合は、外での
	活動を中止するようにであったり、屋内の別な活動に切り替えて下さ

	いなどの校内放送を流して注意喚起を行います。
	そのような指示を出してはいるものの、今年度は2件ほど熱中症と思われる症状で、倒れたであるとか、学校から救急搬送されたと報告を受けています。
委 員	救急車を呼ぶような状態になった生徒がいたということか。
教 育 次 長	倒れた者の中、1名は救急搬送されました。ただし、熱中症以外の原因により具合が悪くなつたことが後に判明しました。
	なお、大事には至つていないとのことです。
委 員	倒れた生徒の中、救急搬送されなかつた1名の生徒の理由は。
教 育 次 長	熱中症が原因であったと報告を受けています。
委 員	屋内の体育館などの方が熱くなることもあるので、今年度はもういいかもしませんが、気を付けて実施していただきたい。
	中学校の部活動の大会などは、夏のうち一番暑い時期に行われることが多いので、練習に力が入るかもしれません、十分に注意していただきたい。
教 育 長	中学校長に話を聞くと、午前10時30分ごろにはWBGT指数が、31以上となるとのことで、すぐに放送を入れて中止にしたり、校舎内に入ってミーティングとすることが多くあったとのことです。
	適切に実施していると思われます。
	早い時間にWBGT指数が31以上となつたら、帰宅させるという措置を取つている学校もあります。
委 員	WBGT指数とは何か。
教 育 長	WBGT指数計で測定するものです。熱中症を引き起こす条件として環境が重要ですが、暑さ指数であるWBGT指数は、熱中症の危険度を判断する環境条件の指数です。このWBGT指数は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・ふく射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指数で、単位は、気温と同じ°Cを用います。
委 員	WBGT指数計は最近になって使われだしたものなのか。

教 育 長	具体的な時期に記憶はないですが、しばらく前から使っています。
委 員	学校の前を通ると、以前はよく部活をやっていたが、最近は部活をやっている様子がなかったのは、そのような理由によるのですね。
教 育 次 長	小学校の休み時間やプールも同じ条件です。
委 員	暑いんだから、プールに入ればいいじゃないですか、などという方もいますが、外での活動になるので、WBGT指數によってプールも入らないということになると、よく聞かれた市民に話します。
委 員	夏休み中のプール開放は、今年度も実施しているのですか。
ス ポーツ 課長	実施しています。
委 員	近くに住む子は良いかもしないが、遠くに住む子などは、行き帰りも暑いので心配になる。
ス ポーツ 課長	具体的なデータではありませんが、あまり遠くからは来ていないといという印象を持っています。
委 員	来ている人数は把握してますか。
ス ポーツ 課長	具体的な数値は、本日は用意していませんが、概ね昨年度と同程度の利用者数です。昨年度は過去最高の利用者である2,800名程度であったので、現状で同程度の利用者数の伸びを見せてますので、最終的にも同程度となる見込みです。
委 員	あま市内や近辺には、遊園地や大きな公園などがないのが、利用者が伸びる原因なのかもしれませんですね。
委 員	学校での活動は、そのような管理が行われていますが、スポーツクラブや社会体育の分野ではどうになっているのでしょうか。野球などは、炎天下の中行っているような印象持っていますが。
ス ポーツ 課長	スポーツ少年団の活動については、国からの通知など、情報提供は行わせていただいているが、大会前は練習をどうしてもやりたいなど様々な要因もありますので、中止の判断などは、各指導者の判断に任せている状況です。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)

教 育 長	日程4、議案 4件公開 3件非公開
	議案第47号「あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」
教育総務課長	趣旨は、令和5年5月8日付けであま市役所が移転したことに伴い、主たる事務所について改正を行うものです。
	内容は、1. 主たる事務所欄の削除 教育委員会が所管する各課の主たる事務所が、庁舎へ移転したこと に伴い、表記する必要がなくなるため、これを削除します。
	2. スポーツ係の施設追加 スポーツ課スポーツ係が美和公民館に設置されたため、これを追加 します。
	施行期日は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。 (以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	5月8日に庁舎が移転することは、初めから分かっていたことなので、今後は時期を失すことなく、適正な事務をお願いします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第48号「令和4年度教育委員会の点検・評価報告書について」
教育総務課長	いただいたご意見を反映させ、別冊のとおり完成しました。
	この内容で議会へ提出します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)

教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第49号「後援申請について」審議1件
ス ポ ーツ 課 長	<p>① 「WEST AICHI ロゲイニング」(Outdoor R club)</p> <p>事業目的は、開催地「あま市」の魅力再発見を提案し、この街に住む人々と競技参加者の出会いから始まる地域の活性化を目指すと同時に、「ロゲイニング」という持続可能なスポーツの普及を促進し市民の健康増進の一助となることとなっています。</p> <p>事業内容は、地図を持って「あま市」内に設定したスポットを制限時間内に巡り回るロゲイニング競技です。</p> <p>ロゲイニングとは、スタート前に配布する地図をもとに、そこに記された何十個のチェックポイントを制限時間内に回り合計得点を競うスポーツです。各チェックポイントには得点となる点数が設定されており、どのポイントをどんな順番で回るかは参加者の自由です。参加者が回ったチェックポイントの得点を合計し、合計得点の高い順に順位が決定します。同点の場合はフィニッシュ時間が早いチームを上位となります。チェックポイントの位置と得点は地図の上に書かれており、チェックポイントは元々その地点にある特徴物などを設定します。チェックポイントを訪れたことの証明はチェックポイント特徴物の写真撮影によって確定します。チーム競技がメインで、チームで相談しながら効率よく地図のエリア内を回ることが戦略となります。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、各分野より多くの方々に携わって頂く事により、子供から大人まで幅広い方に健康に楽しめるこの競技の素晴らしさを広く御理解いただくこととなっています。また、それには個人、企業、自治体のみならず教育の現場からも未だ認知度の低いこのスポーツの優れた競技性を良くご理解賜り、各方面が一丸となって開催の成功を導き出す必要があるとなっています。</p>

	開催期間は、令和5年11月5日（1日間）
	開催場所は、あま市七宝焼きアートビレッジを中心とした市内一円です。
	参加者は、愛知県民中心ですが参加対象は全国どなたでも参加可能で、15歳未満の方は成人を含むチームで参加可能となっています。最大で300人の予定となっています。
	参加料は、【3時間】大人3,000円／1人、小学生以下1,500円／1人です。【5時間】大人4,000円／1人、小学生以下2,000円／1人
	令和4年度には、同じ事業を愛西市で、令和3年度は弥富市で実施しており、それぞれの市の教育委員会で後援を得ています。
	あま市の市長部局からも既に後援名義の許可が出ていることです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	ロゲイニングは、あま市内的一般道を通るのですか。
ス ポ ーツ 課 長	基本的には一般道を通って、行われます。
委 員	一般道を通るということで、安全面が心配されますが、安全配慮は行われるとのことですか。
ス ポ ーツ 課 長	主要道路では、警備を強化するであるとか、歩道橋を通るようなポイントの設定であるとかの交通安全配慮を依頼しています。
委 員	後援名義の許可をするのであれば、安全配慮はお願いしたいところです。今一度、確認をお願いしたい。
委 員	小学生だけで参加することはありますか。
ス ポ ーツ 課 長	保護者などの成人を含むチームでの参加となります。
委 員	新しいスポーツの普及も図っていきたいところです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。

委員全員	(協議)
教 育 長	<p>①WEST AICHI ロゲイニング 認定</p> <p>ただし、安全面の配慮をお願いすることとする。</p> <p>以上としてよろしいか。</p>
委員全員	(異議なし)
教 育 長	①を認定とする。
教 育 長	議案第50号「ラーケーションの日について」
教 育 次 長	<p>ラーケーションの日とは、愛知県全体のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す、「休み方改革」プロジェクトの中で生まれた「学習(ラーニング)」と「休暇(バケーション)」を組み合わせた愛知県発の新しい学び方・休み方です。子供が保護者等とともに、校外(家庭や地域)で、体験や探求の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日です。</p> <p>校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。</p> <p>保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取ることができます。ただし、令和5年度については、10月以降の実施となるため、2日までとなります。</p> <p>愛知県がこのラーケーションの日を実施することとしましたので、あま市においても実施することとなります。実施に当たってあま市における実施方法について、この度、決定するものです。</p> <p>実施時期は、令和5年10月16日以降とします。また、各小中学校は、学校行事等のためラーケーションの日を取ることができない日を児童生徒に事前に提示することとします。なお、取ることができない日は、学校毎に決めてお知らせすることとします。</p> <p>年間実施日数は、年度内3日以内とします。ただし、令和5年度については、年度途中の開始につき2日以内とします。</p> <p>実施範囲は、あま市内の全小中学校において実施することとします。</p>

	<p>ラーケーションの日の授業の内容については、ラーケーションの日を取ることで受けられない授業の内容は、各児童生徒が家庭で自習することとします。</p> <p>ラーケーションカードについては、本日お配りしている愛知県の例をもとに様式を作成するものとします。</p> <p>出欠席については、手続きを経たラーケーションの日は、欠席とせず「出席停止・忌引等」と同じ扱いとします。</p> <p>ラーケーションの日に係る給食の取り扱いについては、学校への届出期日までにラーケーションカードが提出された分を欠食の対象とし、給食費の請求をしないこととします。学校への届出期日を過ぎてラーケーションカードが提出された場合は、欠食とせず給食費を請求することとします。学校への届出期日とは、土日祝日等の特別な例を除き、ラーケーションの日を取得する予定月の前月の1日をいいます。</p> <p>ラーケーションのポータルサイト向けにラーケーションの日に活用できる、あま市の施設等として、あま市七宝焼きアートヴィレッジ並びにあま市観光協会を紹介いたしました。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	欠席扱いにはならないとのことですですが、出席になるということですか。
教 育 次 長	出席ではなく、インフルエンザと同じように出席停止・忌引等となり、欠席ではないという取扱いです。
委 員	ラーケーションの日を取得して、活動後、報告書などを提出させる予定ですか。
教 育 次 長	児童生徒に学校へ報告等をさせることは考えていません。また、県からも、そのような指示はありません。
	愛知県教育委員会も言っていますが、本年度の実施は、初年度ということもあり、多分に試験的要素を含んでいるものと理解しています。

	す。
委 員	ラーニングの日について、各家庭の事情により、実施することができる家庭と、実施することができない家庭とがあるように思われる。皆が皆、同じようにやれるわけではない。いろいろな家庭があるので、そのあたりの配慮については、ぜひお願いしたい。
委 員	例えば、先生から子供たちへ安直にラーニングの日取った人、取らない人というようなことを聞いたりしないであるとか。
教 育 次 長	生活にも経済的にも余裕があって、親子で博物館でも美術館でもどこかへでかけようであるとか、自宅で実施してもよいのですが、やれる家庭もあるでしょうが、やりたくてもやれない家庭もあると思します。そういったところにも学校には配慮していただきたいです。
教 育 次 長	伝え方、配り方について、学校へは配慮するようにお伝えします。活動後の報告について、愛知県教育委員会は、振り返りが大事であると言っていますが、同時に、家庭で自主的に行われるものであるとも言っています。報告書等の提出は求めないこととする予定です。Q&Aについては、既に学校に配布させていただいている。しかし、児童生徒に直接配布するのは、担任教諭なので、各学校においても配慮すべきことについて周知するようにお伝えします。
委 員	名古屋市は導入しないということだが、その理由は。
教 育 長	報道等によると、先ほど委員が心配したように、休みが取れる家庭と取れない家庭のコントラストが生まれ、公平性を欠く。いじめなどに繋がる可能性があるとのことでした。
委 員	わざわざ、このような制度を作らなくても、今までだって保護者がそのほうが子どものためになるのではと、学校を休んでどこかに連れていくというようなことは、あったのではないか。
委 員	保護者の側の働き方改革として、制度があったほうが休みやすくなるという側面はあると思われる。また、親子で過ごす時間を愛知県教育委員会として推進したいということもあるのだろうと思われる。
委 員	保育園や幼稚園のように、気軽に休ませればよいのではないかと、

	学校を休ませることのハードルが下がてしまわないか心配である。
委 員	学校を休んだ日の教育内容が自習になることなど、確かに賛否あるのかもしれないが、愛知県として実施するということと決定し、あま市は、どのように実施をするのかという立場であるため、できるだけ行うとするならば有用に行っていくこととするものと思われる。
教 育 長	ラーニングの日は、“取ることができる”ものであって、“取らなければならない”ものではないことに留意が必要である。
委 員	給食費の他市の取り扱いは。
教 育 次 長	各市対応方法がまちまちで、そろえることは困難であると判断せざるを得ません。今回説明させていただいたものは、あま市ではこのように行いますという内容となります。
委 員	保護者への周知に際し、休んだ日の教育内容は自習となることや、制度の様々なメリットデメリット、給食費についてなど、いろいろな用紙を見ないと分からないリーフレットではなく、ひとつで分かるようにお知らせしていただいた方が良いのではないかと思う。
委 員	保護者がしっかりとご理解いただけていなくて、直前に手続きをしたことにより、給食費を徴収することとなつた場合、不要に学校と保護者が揉めことになるのではないかと心配するものです。
教 育 長	どのようなお知らせにするのかは、内部でもかなり話し合いまして、校長の要望も受けて具体的な日付を列挙したものとしたこともあります、紙幅に限りがありますので、どのような記載とするものか判断に迷う部分が多いです。保護者にしっかりとご理解いただいて、不要なトラブルを避けたいという趣旨は共通です。
委 員	保護者がしっかりとご理解いただけるものであれば、良いです。
	受けられなかつた授業は自習となること、給食を欠食として費用が徴収されなくなるには、提出期限があることは、別な参考ではなく、一枚目で書いてあった方が、分かりよいと思つただけです。
教 育 次 長	分かりやすいお知らせとするよう、再度検討させていただきます。
委 員	給食の件で、細かいことかもしれませんのが気になったことがあります

	す。例えばのケースですが、4日間沖縄に行くこととし、そのうち2日間をラーニングとしたいと考えたとき、4日間のうち、ラーニングの2日間だけが給食の欠食となり、費用の徴収がなされないものか、4日間全てを給食の欠食として、費用の徴収がなされないものか、どちらなのでしょうか。
教育次長	あくまで、ラーニングの日の分のみが給食の欠食として、費用の徴収がなされない期間とするものです。よって、通常の欠席の2日間となる残りの日は、食べなかつたとしても給食費の欠食とはならず、給食費は徴収されます。
委員	こっちの学校は良かったのに、こちらの学校ではだめだったというような不公平が出ないように、しっかりと市内で統一して実施していただきたい。
委員	今年度に限って言うと、令和6年1月までは期間限定の給食費無償化中なので、徴収する、しないの問題はいずれにせよ発生しない。
教育長	期限に間に合うように届出をしていかないと、給食を作ってしまうので、その分が残さとなって無駄になってしまふことには変わりないです。
学校教育課長	給食センターとしての立場で申し上げると、給食費の問題もさることながら、残さの問題はかなり大きな問題です。ラーニングを多くの方がとったが手続きが直前で、給食をつくってしまう場合、そのまま残さとなって、純粋にもつたいないということも大きいですが、かなりの量の残さがでると予想されますので、その処理費もかさんでしまうという問題があります。期限までの手続きをお願いしたいです。
教育次長	やってみないと分からぬよう、細かい部分は他にもあると思われますので、しっかりと不公平が出ないような運用に努めます。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	認否はいかがか。

委員全員	(協議)
教 育 長	<p>令和5年7月7日付け海部教育事務所長発各市町村教育委員会教育長宛5海教第892号「「ラーケーションの日」の推進について（依頼）」及び令和5年6月29日付け愛知県教育委員会義務教育課長発各教育事務所長・支所長宛5教義第352号「「ラーケーションの日」の推進について（依頼）」により、愛知県内の市町村（名古屋市を除く）小中学校において、準備が整った学校から順次「ラーケーションの日」を実施・推進することとなった。</p> <p>あま市におけるラーケーションの日の実施方法は次のとおりとする。</p>
	<p>(1) 実施時期</p> <p>令和5年10月16日以降</p> <p>各小中学校は、学校行事等のためラーケーションの日を取ることができない日を児童生徒に事前に提示することとする。なお、取ることができない日は、学校毎に定めてよい。</p>
	<p>(2) 年間実施日数</p> <p>年度内に3日以内（ただし、令和5年度については、年度途中の開始につき2日以内とする。）</p>
	<p>(3) 実施範囲</p> <p>あま市内の全小中学校において実施する。</p>
	<p>(4) ラーケーションの日の授業の内容について</p> <p>ラーケーションの日を取ることで受けられない授業の内容は、家庭で自習します。</p>
	<p>(5) ラーケーションカード</p> <p>ラーケーションカードは、愛知県の例をもとに様式を定める。</p>
	<p>(6) 出欠席</p> <p>手続きを経たラーケーションの日は、欠席とせず「出席停止・忌引等」と同じ扱いとする。</p>
	<p>(7) 実施手順</p>

	<p>①計画を立てて事前に「ラーニングカード」を学校に提出する。</p> <p>②児童生徒は、計画に基づいてラーニングを実施する。(当日は欠席としない。授業内容は自習)</p> <p>③振り返りを実施する。(報告等を学校に提出する必要はない。)</p> <p>給食の取り扱い</p> <p>学校への届出期日までにラーニングカードが提出された分を欠食の対象とし、給食費の請求をしないこととする。学校への届出期日を過ぎてラーニングカードが提出された場合は、欠食とせず給食費を請求する。学校への届出期日とは、土日祝日等の特別な例を除き、ラーニングの日を取得する予定月の前月の1日をいう。</p> <p>留意事項</p> <p>ラーニングの日は、“取ることができる”であって“取らなければならぬ”ではない。</p> <p>各家庭の事情等により取りたくても取れない家庭に配慮した案内とすること。</p> <p>以上、承認としてよろしいか。</p>
委員全員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	<p>日程5、その他報告事項 3件公開 6件非公開</p> <p>(1) 「あま市特別支援学校給食費保護者負担軽減事業実施要綱新設について(報告)」</p> <p>市長部局の要綱新設についての報告です。なお、同事業は令和4年度にも実施しましたが、その際の要綱は廃止済みですので、再度要綱を新設するものです。</p> <p>新設の趣旨は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に伴い、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、令和5年9月から令和6年1月に市内公立小中学校の学校給食費の無償化が行われる。これにあわ</p>

	<p>せ、市内公立小中学校の児童生徒のみではなく、特別支援学校に在籍し、給食の提供を受けている児童生徒の保護者を対象に、無償化相当額を支給するものです。</p> <p>新設内容は、</p> <p>1. 対象期間 令和5年9月1日から令和6年1月31日まで</p> <p>2. 支給金額 児童1人あたり26,320円 生徒1人あたり29,140円</p> <p>3. 対象者 以下のいずれにも該当する児童生徒の保護者</p> <p>①本市の住民基本台帳に記載されている 平成23年4月2日から平成29年4月1日までの間に生まれた児童又は 平成20年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれた生徒</p> <p>②対象期間のうち、1日以上特別支援学校に在籍していること</p> <p>③対象期間において、在籍する特別支援学校から学校給食の提供を受けていること。(学校給食の提供であることから、病院内学級における病院から入院食の提供を受けている場合は除く。)</p> <p>○ただし、愛知県教育委員会が実施する特別支援教育就学奨励費又はあま市が実施する学校給食費の全額免除等、支援金以外による支給対象期間の全期間における学校給食費の全額支給又は全額免除の決定を受けたものを除く。</p> <p>4. 申請期限 令和6年1月31日まで</p> <p>5. 支給方法 支給を決定した申請者に口座振込の方法で支給する。 施行期日 公示の日から施行する。令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において支援金の支給を受けた者に係る第10条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>市長部局の実施要綱で、7月31日に告示をしました。</p> <p>対象者には、特別支援学校を通じてご案内します。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	

	(質疑等を許可)
委 員	この制度については、これから特別支援学校を通じて保護者へご案内するということだが、あま市内の小中学校の保護者へは、9月から翌1月まで給食費が無償化されるご案内はしてあるのか。
学校 教育 課 長	7月校長会を通じて、学校へのご案内かつ保護者へのご案内依頼を行っています。夏休み前に配布するよう依頼させていただきました。
委 員	学校から頂いたものか、別なところで頂いたものは自信がありますが、無償化のお知らせは見た記憶があります。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「あま市学校給食センター調理・配送等業務プロポーザル審査講評について（報告）」
学校 教育 課 長	あま市学校給食センター調理・配送等業務プロポーザル審査委員会は、あま市学校給食センター調理・配送等業務に関して、受託候補者決定基準に基づき、提案内容等の審査を行い、審査結果及び審査講評の報告書が提出されましたので、報告します。
	審査体制として、教育長職務代理者を委員長とし、教育部長を始め、学識経験者、小中学校長代表、栄養教諭、栄養士により委員会を組織しました。
	委員会は、計4回開催しました。
	2者から参加表明書の提出があり、いずれの者についてもプロポーザル参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認しましたが、その後、2者のうち1者から辞退届が提出されました。
	1者から提案書類及び提案価格書が提出され、必要書類に不備がないこと、受託候補者決定基準に示す基礎審査の審査基準を満たしていることを確認しました。
	提案内容のうち、あま市が特に重視する項目でその提案が優れているか確認しました。
	提案価格書に記載された提案価格が上限額を超えていないことを

	確認しました。
	委員会は、総合評価値を算定し、提案者である株式会社東洋食品を受託候補者として決定しました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	最終的には、1者からの提案となりましたが、しっかりと審査を行いました。
委 員	1者辞退された理由は何か。
学校教育課長	人員確保や、業務を引き受けるための準備をすることが困難であるというような理由が記載されていました。
	準備をするための期間もあるため、1年先に審査及び決定をしたものであるが、辞退することとしたとのことでした。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「令和5年6月議会一般質問について」
教 育 部 長	令和5年6月議会の一般質問では、教育関係について2人の市議から合計2件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
	I 毛利尚義議員から質問を受けました。
	1 あま市内の小中学校での情報モラル教育について
	(1) 現在の取り組みについて
	①市内の小中学校での実施状況について、何年生から、どんなことを、どのくらいの頻度で行っているのか。
	②同様に中学校での実施状況について、何年生から、どんなことを、どのくらいの頻度で行っているのか。
	以上の質問に対し、「小学校では、各学年の道徳授業や学級活動において、ルールやマナー、安全なインターネットの使い方など発達段階に応じた情報モラル教育を実施しております。また主に5・6年生を対象とし、講師を招いての情報モラル教室を年1回実施しており、実

例をもとにしたグループワークやSNSへの書き込みで注意することなどを学んでおります。中学校では、技術科の「情報技術」の授業において、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、人権侵害の防止など、情報技術の利用場面に応じて適正に活用する能力と、態度を身に着けるための情報モラル教育を実施しております。」と答弁しました。

(2) ネットを使った問題行動について

①ネット上でのいじめや出会い系、児童ポルノなど近年において、教育委員会が把握している件数と、有るのであればどのような事例だったのか。

以上の質問に対し、「令和4年4月から令和5年3月までの1年間において、教育委員会がいじめとして認知した事案のうち、SNS上での暴言や画像掲載が4件ありましたが、すべて解決しております。なお、出会い系や児童ポルノなどのトラブルはありませんでした。」と答弁しました。

(3) 親への取り組みについて

①親子参加や、親だけ参加の情報モラル講習などは実施しているのでしょうか。

②教育委員会として、親への講習の必要性はどのようにお考えでしょうか。

以上の質問に対し、「一部の学校では、情報モラル授業の参観やPTA研修会等を利用した情報モラル研修、または、情報モラル関係のチラシ等の配布を実施していることを確認しております。学校ごとに学校経営案を考え授業に取り組んでいるため、全校一律に保護者を対象とした研修会の実施は困難と考えております。教育委員会としましては、チラシ等の配布による保護者への情報モラル周知について、市内校長会議を通じて情報提供してまいりたいと思います。また、スマートフォン等の情報機器を利用する時間帯は、持ち込みを禁止している学校ではなくご家庭に帰ってからが長いと思われますので、家庭でお

	<p>子様と一緒に過ごされる保護者においても、情報モラルの知識やスキルは必要であると考えます。そして家庭にて、お子様と情報モラルについて話しをされる機会も想定されるため、児童・生徒が学校でどのような情報モラル教育を受けているのか、学校ホームページや学年通信などを通じて発信していくことができるよう、校長会議を通じてお願いをしてまいりたいと思います。」と答弁しました。</p>
	<p>II 石田良雄議員から質問を受けました。</p>
	<p>2 学校給食について</p>
	<p>(1) オーガニック食材について</p>
	<p>① 5月に給食でオーガニック食材が提供され児童・生徒の反応は ② オーガニック食材が給食に使われた時、食育も行ったか</p>
	<p>以上の質問に対し、「5月2日(火)の給食献立に、有機にんじんを使用した「きんぴらごぼう」と「若竹汁」を提供いたしました。児童生徒からは、「おいしい。また食べてみたい。」という意見がある一方、「味はあまり変わらなかった。」という意見や、「有機野菜は栽培が大変なことが分かった。」など様々な反応がございました。本市では、栄養教諭が作成した給食に関する食育資料を市内の全小中学校に配布し、各学校の放送委員により毎日の給食時間に校内放送をしております。5月2日の有機にんじんを使用した給食提供日には、有機野菜や有機農業についての内容を資料として作成し、給食時間に校内放送をいたしました。また、一部のクラスになりますが、栄養教諭が直接説明する食育指導を行いました。」と答弁しました。</p>
	<p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	<p>(質疑等を許可)</p>
委 員 全 員	<p>(質疑なし)</p>
教 育 長	<p>他はよろしいか。では公開部分を終了する。</p>
	<p>議案第51号、第52号及び第53号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。</p>

(傍聴人 0 人)

【次回予定】

・令和 5 年 9 月 20 日 (水) 午後 2 時 00 分 定例会

(あま市役所 2 階 F 会議室)

【閉会時刻：午後 3 時 6 分】

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するためには
ここに署名する

令和5年9月20日

教育長 伊藤克仁

教育長 溝口正己
職務代理者

委員 小笠原英司

委員 鮎野奈津子

委員 吉川孝子

委員 近藤真司

事務局 鎌倉崇志